

角田 勝 当時第一審判長答弁

ちに集団的自衛権を云々する状況にあるということですね、あなたの答弁は。

○夏目政府委員 日米安保条約があるという意味において、おっしゃるところだと思います。

○福葉委員 そこで、一体この自國と密接な関係にある国といふことで集団的自衛権といふものを考へる場合、条件はそれだけですか。自國と密接な関係にある外國における武力攻撃、これだけが条件ですか。その國に攻撃を受けることが日本の國家の存立その他に關係があるということになれば、それも密接な関係にあるということが言えます。何人も疑い得ないところだと思います。

○福葉委員 ある、こういうことでしょう、理解は。だから、必ずしも地域的な問題——密接というのは地域的な問題も重要ではあるけれども、それには限らない、こうしたことと承つてよろしいですか。

○夏目政府委員 当然地理的な関係のみならず、いわゆる条約上の関係であるとか政治体制の問題も重要ではあるけれども、それには限らない、こうしたことと承つてよろしいですか。

○福葉委員 そうすると、日本が国際法上集団的自衛権を持つてゐると言つておられるのですね、主權国家だから。これはわかりました。日本は主權国家だから、國際法上のみならず国内法上も集団的自衛権を持つてゐるのですか。そこら辺が非常にありますよ、この答弁は。それを私は聞いたんだけれども、答えてないわけだ、この答弁書は。

そこで私は聞いているわけですね。いいですか。問題はどういうことかといふと、おわかり頗るえるでしよう。まず、国際法上日本が集団的自衛権を持つてゐるというのはどういう意味なんですか。そこからどういう具体的な問題が出てくるのですか。

○角田(謹)政府委員 先ほども申し上げましたように、集団的自衛権の觀念といふものは、国連憲章五十一條によつて確認されたものだと思います。恐らくその国連憲章五十一條でそういう集団的自衛権の觀念といふのを確立したのは、やはりいわゆる戦争といふものが一般的に違法視さ

れ、その中においても、自國が侵略を受けたときそれを個別的自衛権をもつて反撃をするというこ

とは、少なくともこれは固有の國家の権能として何人も疑い得ないところだと思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろ地域的な取り決めがあつて、共同防衛といふような形ができてゐたわけです。それはございませんけれども、いわば主權国家として、すべての國は個別的自衛権と集団的自衛権を持つてゐることが確認されたわけで、わが國も国連に加盟をするというときに、平和条約によって独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの國々と同じよう主權国家としてそれを持つた、こういうことになると思います。その点は御容認願えると思います。

ところが、それでもかわらず、わが憲法といふのは世界のどこにもない憲法でございまして、憲法九条の解釈として、自衛権といふのは政府がたびたび申し上げているように持つていいわけござりますけれども、その自衛権といふものはあくまで必要最小限度と申しますが、わが國が外国からの武力攻撃によつて国民の生命とか自由とかそういうものが危なくなつた場合、そういう急迫不正の事態に對処してそういう国民の権利を守るために全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められていない、こういうのが私どもの解釈でございます。

そうなりますと、国際法上は集団的自衛権の権利は持つておりますけれども、それを實際に行使することは憲法の規定によつて禁じられている。つまり、必要最小限度の枠を超えるものであるといふうに解釈しているわけです。そこで、国際法上は持つてゐるにもかかわらず、現実にそれを行使することは国内法によつて禁止をされていきます。

○福葉委員 いまの説明の後半は、これは何回も言われてることであつて、わかつてゐるのに

ます。私の聞いてゐるのは、国際法上集団的自衛権を日本も主權国家である以上持つてゐるの

であります。これはあたりまえの話。それならば、同時に国内法上も集団的自衛権を持つてゐるか、

れ、その中においても、自國が侵略を受けたときそれを個別的自衛権をもつて反撃をするというこことは、少なくともこれは固有の國家の権能として何人も疑い得ないところだと思います。しかし、実際にそれを行使するに当つては、非常に幅が狭いということを御了解願えると思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろ地域的な取り決めがあつて、共同防衛といふような形ができていたわけです。それはございませんけれども、いわば主權国家として、すべての國は個別的自衛権と集団的自衛権を持つてゐることが確認されたわけで、わが國も国連に加盟をするというときに、平和条約によつて独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの國々と同じよう主權国家としてそれを持つた、こういうことになると思います。その点は御容認願えると思います。

ところが、それでもかわらず、わが憲法といふのは世界のどこにもない憲法でございまして、憲法九条の解釈として、自衛権といふのは政府がたびたび申し上げているように持つていいわけござりますけれども、その自衛権といふものはあくまで必要最小限度と申しますが、わが國が外国からの武力攻撃によつて国民の生命とか自由とかそういうものが危なくなつた場合、そういう急迫不正の事態に對処してそういう国民の権利を守るために全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められていない、こういうのが私どもの解釈でございます。

そうなりますと、国際法上は集団的自衛権の権利は持つておりますけれども、それを實際に行使することは憲法の上でも持つてゐるということは、それから憲法の上でも持つてゐるということは、御承認願えると思います。

ところが、個別的自衛権についても、その行使の態様については、わが國におきましては、たとえば海外派兵はできないとか、それからその行使に當つても必要最小限度といふように、一般的な觀念の觀念なんですね。そういう意味において誤解を招くおそれがありますので、私どもは集団的自衛権は行使できない、それはあたかも持つてないと同じでございます。個別的自衛権の場合と同じように持つているけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違うということを

衷は強調したいわけでございます。

○稲葉委員 そこで、外國に対する武力攻撃があるわけですね。それがひいては日本なら日本の安全に、直接じゃないですよ、間接に影響がある

こういうふうになつてきた場合には、集団的自衛権といらものは一体どういうふうになるのですか。あるのですか、ないのですか。それが一つ。それから、直接の攻撃だ間接の攻撃だというふうなことを、一体だれがどのようにして判断するのですか。

○角田(謹)政府委員 外國に対する武力攻撃がたとえば間接的にわが国の安全を害するというふうな場合に、わが国がその行使を禁じられている集団的自衛権との関係がどうなるか、という御質問だらうと思います。私どもは、間接にわが国の安全が害されると、安全が害されるようなときにもわが国は自衛権を行使することはできない。つまり、そういうものは当然集団的自衛権の範囲として行使しなければいけませんから、わが国としてはそういうものは行使できない、こういうふうに考えております。

○稲葉委員 私の言うのは、外國に対する攻撃を直接自分の國が攻撃されているというふうに考え

る場合には、それは個別的自衛権の問題になるわけですから、直接とか間接とかいうのはだれがどう

のよにして判断するのですかということです。

間接だと言つているものも、だんだん広がって

くれば直接の範囲に入つてくるのじやないですか。結局、集団的自衛権だと言つてはいるものが、その範囲がだんだん直接の範囲に入つてくるもの

が出てくるのじやないですか。両方がオーバーラップしていく、そういうことが考えられるのじやないですか。だから、いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになつてくるのじやないですか。日本に近いある國が攻撃され

るということは、外國を守るということは直接日本を守るということにも関係してくるのだと考える場合もあるし、あるいは間接と考える場合もある。では直

接、間接とはだれかどういうふうに考えるかといふことになつてくれれば、両方がオーバーラップし

てきますから、間接だと考えているものも直接だと考えられます。

○稲葉委員 どういう中で私がどうもよくわからぬのか。そういうことを言つておられるのですよ。

○角田(謹)政府委員 わが国の自衛権を発動する要件が備わつてゐるかどうかということは、わが

国自身が判断する問題だと思います。ただ、その判断をする場合に、いま御指摘になつたような間接に攻撃を受けているとか、間接的に安全が害

されているとか、そういうようなことは、わが国の自衛権の発動の要件にはならないということははつきり申し上げておきます。

○稲葉委員 間接的に攻撃を受けている場合にないのはあたりまえでしょう。間接的というのを直接的というふうに考へる場合だつて、状況の進展によつてはあるのじやないですか。日本に近接したある國が受けている場合に、それは間接的だからだめだというのじやなくて、日本の運命にかかわつてくるということになれば、日本が直接受けているのと同じことになつてくれば、そこ

自衛権の発動ということは当然考へられてくるのじやないです。

○角田(謹)政府委員 運命にかかわりあるといふようなことはわが國の個別的自衛権は発動できない。あくまでわが国に対する直接の攻撃がある場合に限る、こういうふうに申し上げておきます。

○稲葉委員 そうすると、自衛権の行使の条件で書に対する答弁の八というところでお答えをいたしておりますけれども、結局、國際法上わが國が主權国家として集団的自衛権を有していることは間違いないといふ、いわば國際法の解釈をポイントに置いて、それを御説明したいといふ気持ちで答弁したんだらうと思ひます。したがいまして、「かりに」というよなことで何かわが國の集団的自衛権の行使をやり得る余地があるよな意味でお答えしたわけではなくて、全く純粹に理論的に、國際法的な面の理論を強調したといふことだらうと思ひます。

○稲葉委員 だらうと思いますと、いうことだが、真田さんが亡くなられてしまつたからわかりませぬけれども、なぜこういうことを言う必要があるのですか。わが國が集団的自衛権の行使を狀況によつては行なうことができるんだといふことにこれほどとれるのです。だからこういう答弁が出てくるのだと思ひます。

○角田(謹)政府委員 自衛権行使の要件として、前々からいわゆる三要件といふものを申し上げておるわけです。これは、開始の要件といふか發動の要件と、発動した後の実際の行使の要件と両方を含んで「二要件」たとえば第三の必要最小限度の範囲にとどまらなければいけないといふのは、発動した後の行使の態様についても適用される要件

だと思います。

○稲葉委員 そういう中で私がどうもよくわからぬのは、これは前に私の質問主意書にも入れておいたのですが、昭和四十七年五月十二日の参議院内閣委員会、大分古いことなのであります。これは真田さんが答えたことで、真田さんはいま「くなられましたからあれかもわかりませんが、その中

が国をもして國際法違反であると、國際法的に見て違法な行為をしたのだという立場ではないということだらうと思ひます。」こういう答弁があ

るのです。これがまた私はよくわからぬのです。どういうことを言つてはいるのかよくわからないのです。また、なぜこういうことを言ひ必要があったのか、これもわからぬ。

○角田(謹)政府委員 これは稲葉委員の質問主意書に対する答弁の八というところでお答えをいたしておりますけれども、結局、國際法上わが國が主權国家として集団的自衛権を有していることは間違いないといふ、いわば國際法の解釈をポイントに置いて、それを御説明したいといふ気持ちで答弁したんだらうと思ひます。したがいまして、「かりに」というよなことで何かわが國の集団的自衛権の行使をやり得る余地があるよな意味でお答えしたわけではなくて、全く純粹に理論的に、國際法的な面の理論を強調したといふことだらうと思ひます。

○角田(謹)政府委員 どうも私からお答えしなくてはならないんですか。

自衛権は限定された態様で発動できるといつだけのことだと思いますから、「これはあたりまえの話ですね。韓国に対する脅威が危害がありましても、これは直ちにわが國の自衛権が発動するこ

となるとは毛頭考へておりません。」「直ちに」という言葉がここに入つてゐるのです。これは日本語として読めば、直ちに発動することにならない、どちらも法制局は違うのだとう方向に理屈を述べて解釈しているのだと思ひけれども、

「韓国に対する脅威が、危害がありましても、これは直ちにわが國の自衛権が発動することになるのです。これがまた私はよくわからぬのです。どういうことを言つてはいるのかよくわからないのです。また、なぜこういうことを言ひ必要があったのか、これもわからぬ。

○角田(謹)政府委員 どうも私からお答えしなくてはならないんですか。

○稻葉委員　そういうあなたの言うよりなわけで言つたのならば、後のこととは全部要らないじゃないですか。そりじゃないですか。いま真田さんはいないからね。ほぐの先輩だし、どうもあれだけれども、これは要らないのじゃないですか。言つたのなら、これは何かの意味があるというふうにそれますよ。頭の中にそういうことがあったといふうにとれるのじゃないですか。それならばこのところは全部要らないのじゃないですか。言つて「発動できる」というだけのことですぞ」といふんですか。あとは要らないのじゃないですか。

○角田(憲)政府委員　それは前に韓国との問題を取り上げられてゐるので、それを言い直すということでまだ申し上げたつもりだと思います。つまり、水口委員の御質問が、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談の中のいわゆる韓国条項を引いての御質問であったものですから、一般論として申し上げた上で、さらに韓国に対する脅威がわが国の自衛権発動の要件にはなりませんということを具体的な事実に即して申し上げたわけで、その辺はもう全く他意はございません。

○稻葉委員　法制局は、全体としていまのところはそういうふうに解釈しているのでしょうか。そういうふうに解釈しなければ、この「直ちに」というのは意味があるのだというふうに解釈したら、あなたの方で後で大きな問題になるから、それ以上の答弁はできないでしよう。

私は、たとえばこういう質問をしているのですよ。尾崎記念財団発行の「世界と議会」に法眼によると、作氏の「日本の外交」という講演が載っているのです。ぼくは法眼さんの講演も聞きましたが、この人は外務官僚の中ではなかなかタカ派的な論理を持った人で、たとえば、日本が集団的自衛権がないということをいりでしよう。法制局がそれを解釈しているのですが、しかし、安保条約を見てごらんなさい。日ソ共同宣言を見てごらんなさい。国連憲章を見てごらんなさい。どの国も個別的に、集団的に自衛をする固有の権利を持つ

ているということが書いてあります。それを日本の解釈は、集団的自衛権がないということをひらめかせますから、安保条約の解釈も、日本が自分だけを守ることをやつておつていいけれども、それ以外はアメリカと協力しない、という建前で議論するわけです。そんな独断的解釈が通るでしょうから」と、ずっとと言つてゐるのですね。

だから、法制局はそういうふうに解釈しているけれども、外務省としては、いま言つたような考え方でなくて、個別的にも集団的にも自衛する固有の権利を持つておるのだ、それが日ソ共同宣言にも安保条約にも国際連合憲章にも出てくるのだ、こういうふうな理解の仕方をしているのじやないですか。

現に、日ソ共同宣言の中でも安保条約にもそれが出てきますね。平和条約の五条(c)項、それから安保条約の前文にもそのことは書いてありますね。だから、日本は集団的自衛権がないのと同じだと言つたならば、いま言つた平和条約の五条(c)項、あるいは安全保障条約の前文ですね、こういうようなことをわざわざ書く必要はないのだし、日ソ共同宣言の中にそれを入れる必要もないということになるのじやないでしょうか。

どうなんでしょうか。外務省はこういう考え方で言つておられるのじやないですか。法制局はこうおっしゃつたけれども、実際はそうじやないのだと、いうことを言つておられるのじやないですか。これに対して私は言つておられるのですよ。そういうふうに質問しているのだけれども、あなたの方は全然答えないのだ。法眼さん聞いてごらんなさい。外務省はそういう考え方ですよ。

○角田(憲) 政府委員 法眼さんのお話になつたものを私が直接コメントするのはいかがかと思ひますが、この「世界と議会」は私も詳細に読みましたけれども、まず第一に、国際法上の解釈だけをしておられるのだと思ひます。一言も、憲法の字も言つておられません。ところが、結論として、憲法の議論に触れられないで、わが國がなしたけれども、まず第一に、国際法上の解釈だけをしておられるのだと思ひます。

がしているのはおかしい、こういうことを言つておられるので、そこに非常に議論が欠落していると思います。私どもは、国際法上集団的自衛権をわが国が主権国家として持つてゐるということは絶えず申し上げてゐることで、その限りにおいては少しも差異はないわけでござります。ところが、先ほど来申し上げてゐるように、憲法があるわけでございます。その点についての論及が全然なくして、結論だけは法制局の解釈はおかしいと言つておられるので、そういう意味において、議論の仕方 자체がすでに間違つてゐるのじゃないかと、いうふうに私どもは考えます。

それからもう一つ、外務省がこのような考え方をなとつていてるのはどういかといふことについては、絶対にそのようなことはないと私は申し上げていいと思います。と申しますのは、先ほど四十七年の参議院における水口委員と法制局とのいろいろな議論を御引用になつたわけでございます。そのときには、外務省から高島政府委員が出ておりまして同じような趣旨で答弁しておりますから、そういうことについて議論の差異は全然ございません。また、今回の答弁書の作成についても、当然のことながら外務省も入つておるわけでございまして、そういう意味において、外務省が法眼さんと同じような考え方をなとつていているというふうには私どもは思つておりません。

○福葉委員 あなたの答弁を聞いていますと、こういう疑問がわくのですよ。なるほどね、しかし、国際法上、日本が主権国家として集団的自衛権を持つてゐるということを言う場合、それは具体的にどういう意味があるのでですか、どういうときにそれが動くのですか。その点がよくわからぬな。

○角田(謹)政府委員 これは、たとえば日ソの条約とか安保条約で、一つの条約技術論としてはどちらも、日本は集団的自衛権を持たないというような書き方でもできるかもしませんということも言つています。しかし、それはあたかも、わざわざ

ソ連やアメリカに、私どもの国は集団的自衛権を持ついませんということを約束するというか、そういう意味で、独立国家として、主権国家としてそういう約束どいうものは恐らく書き方として非常に不適当であろう。そういうことで、ソ連との宣言でも、また安保条約でも、両方が確認をするということになつていいわけです。その根源は、先ほど申し上げているように国連憲章の五十二条にさかのぼることがができるわけでございますから、いわば独立の主権国家であるということを世界に明示する、そういう意味では意味があると思います。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけありますから、そういう意味では意味がない、こういうことになると私は、先ほど申し上げたように國連憲章の五十二条にさかのぼることがができるわけでございますから、いわば独立の主権国家であるということを世界に明示する、そういう意味では意味があると思います。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけありますから、そういう意味では意味がない、こういうことになると思ひます。

を全然書かないふうにした方がかしこいしかないと、こういうことを言つてゐるわけですよ。いいですか。あなたの方は、何もないということを書けばというふうに言つてゐるようになりますが、そんなことは書く必要はないですね。

てできました」この答書は二日くらいの間にで
きるわけです。それを一月、約四十日かがつてい
るのですよ。前に言ったことと同じことを申し上
げてもあれですが、私は「何かこのところでい
ろいろ配慮したのかどうか知りませんけれども、

○稻葉委員 では、一応いま言った答弁をお受けをしておきますが、私の聞く範囲内では、外務省ふうなことを特段研究しているということはございません。

（前略）
そしすると ておしゃべりたまうか
ことについては防衛庁としてはどういうふうに考
えているのですか。そういうふうなことをあなた
の方としてもそうですと答えるわけにもいかぬか
もわからぬわね、いまの段階では。大変な問題に

非常に考慮した答弁をしていることは間違いないわけです。

でそういう研究をしているということを聞いていいんですね。ジャンルに分けて、集団的自衛権の行使の態様を分けて研究しているということを聞

なるかもわからぬけれども、だから、そういう非核三原則を法律にしない理由というのは、総理がそこで言つた理由もあるけれども、内心ではや

侵害を受けたときだ、それは間接に日本に影響があると言ふのでしよう。そういうのは行使できないと言ふのでしよう。間接が直接かを一体だれがどのようにして判断するのか。直接影響を受けているということならば、それは個別的自衛権の発動となるのでしよう。ならないのですか。外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接

ですが、いま言つたような集団的自衛権の行使はできない、これはわかつた。わかつたけれども、集団的自衛権の行使という形の中にいろいろな内容がある。いろいろな分類ができる。いろいろな分類ができる、それがその分類によつては日本が直接攻撃を受けたと同じようと考えられる場合もあるという場合には、日本に対する攻撃として武

いていますが、これはまたよくあれましょう。
そこで、きょうは官房長官においてを願つて、いろいろ核の問題に関連をしてお聞きしたい、こういうふうに思つたし、それから質問も、これに関連して総理大臣の名前が出ていますから、総理大臣が来られなければ官房長官が出てくるのが本当だと思うのですが、御都合で来られないというの

はりある程度日本との防衛政策の中でフリーハンドの余地を残しておこう。こういうふうな考え方方が相当あるんじゃないですか。そういうふうに考えるのが常識的ではないでしょうか。さればどうなうんでしょうか。防衛庁としてはどういうふうに考えておられるのか。

の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに關係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そんなことはないのじやない

ら、集団的自衛権というものを抽象的な論議をしておきながら、一方で、実際には、どういったふうな理解の仕方を、いま防衛庁なり外務省あたりはだんだんとしているんじやないですか。だから

で、國務大臣である奥野さんにお聞きをしたい、
こういうふうに思うのです。

三原則といふものは、国の政策の最も基本的な原則と理解しておりますので、それ以上のことを全く考えたことはございませんので、いま御指摘のような点についてコメントするような立場にござ

ですか。そこら辺のところをはつきりしてもらいたい。

ているのじやなくて、それを個別に分類をして、こういう場合ならば集団的自衛権といふ名前で呼ぼうないで個別の自衛権といふ名前で呼んで、それに日本が対抗できるという形にして事を運ぼうといふ研究をいましているんじやないですか。私の言う意味はわかりますか。集団的自衛権と

んね。法律にしない理由については国会で総理かられるる説明がありました。それはわかります。説明があつたということはわかるのですが、その中には入ってないけれども、こういう考え方方が政府部内にはあるのではないか、あるいは脳裏の中には。

○福澤委員 これはあなた方に聞いてもあるいは無理かもわかりません。總理に聞くのが筋かと思うのですが、それなら非核三原則を法律にしたらいいじゃないかという議論になるのですよ。法律にしたら非常にコンクリートになるでしょう。コ

それから、直接であろうが間接であるうがわが国に対する武力攻撃がなくて、ただ平和と安全が脅かされるおそれがあるとか影響があるとか、そういうことではだめだということを申し上げたわけで、直接の影響があるから自衛権が発動できるというようなことは申し上げたつもりはございません。影響ござりませんよ。武力攻撃はございません。

いうのを一つのものとしてではなくて、その中を幾つかに分けるわけです。分けてきて、それがきわめて個別の自衛権のものと新しいものについて、は、それを個別の自衛権の範囲の中にだんだん食ませていこう、こういうふうなオーバーラップをしてそれを広げていこうという解釈をしていく。

その一つは、非核三原則を法律にすると、日本が核をつくらず、持たず、持ち込まずというと、内外に法律できちんと声明してしまうと、いわゆるフリー・ハンドの幅が非常に狭くなってくるということから、それは法律にしない、ある程度フリー・ハンドの幅を残しておいた方がいいというう

ンクリートになっちゃって、そしてなかなか変えるわけにいかなくなりますね。原則だからある程度緩やかであって、そこで解釈の幅も出てくる。こういうことがあって原則という形にしてくるのじゃないでしょうか、私はどうもそういうふうに思われるのです。この点、官房長官に聞こうと思

○議長　はなこさむせん 正力政事がなければいけないということを申し上げております。

〔夏目支那委員〕先ほど長谷川委員からお聞きしたとおり、
集団的自衛権の行使というものの実権をいかにどう
分けて研究をする、こういうことを防衛庁でも外
務省でもやっているんじゃないですか。

とて、それで非核三原則という形にして法律にしないのだ、こういう考え方方が政治家として脳裏の中にあるんじゃないでしょうか。そこはどういうふうに考えでしようか。

ていたのだけれども官房長官が来ないものだから——そもそも言えないだうけれども、答弁としてもそういうふうに言つたら後で問題を起こすから言ひよ」と思つたので、去副局長官へ走つて、

したつもりなんです。それに対する答えがいろいろあったのですね。いま言ったようなこの答弁書なら、前に戻りますけれども、あなたの言つたような見解をずっと並べるなら、こんなのは一週間

説明しておりますように、私ども、わが国が持つてゐる自衛権といふのはあくまでも個別の自衛権である、厳格に守つております。そういうものを持つておられるが、それが影響の多少によつてそういうを広げるとかあるいは影響の多少によつてそういう

○奥野国務大臣 私、よくわかりませんけれども、絶えず政府として政策を明確にしておるわけでござりますから、それで足りておるのじやないだらうかな、こう思つておるわけでござります。

るが、どうなんですかその点は。あなたに聞いても答えは出でこないと思うのだ。
それから、これは防衛庁に聞いたらしいのかな。いま安保条約があるわけですね。安保条約が